

# 令和3年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進事業実施要領

令和 3年 4月 1日  
(公社) 福島県トラック協会

## 1 助成制度の対象

車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに「衝突被害軽減ブレーキ装置」を導入した会員事業者（中小企業者）を対象とする。

ただし、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

※ 中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

## 2 助成金予算額

1,500,000円

## 3 助成交付額

助成額は1台当たり50,000円とし、1会員2台を上限とする。

## 4 他の助成金との併用について

国の助成金との併用は妨げない。

なお、国・県ト協・他の団体からの助成総額が取得価格を上回らないよう留意すること。

## 5 助成対象装置

国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

## 6 実施期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日までとする。

※ 上記期間内であっても予算額に達した場合は終了とする。

## 7 要領の適用

令和3年4月1日から適用する。